

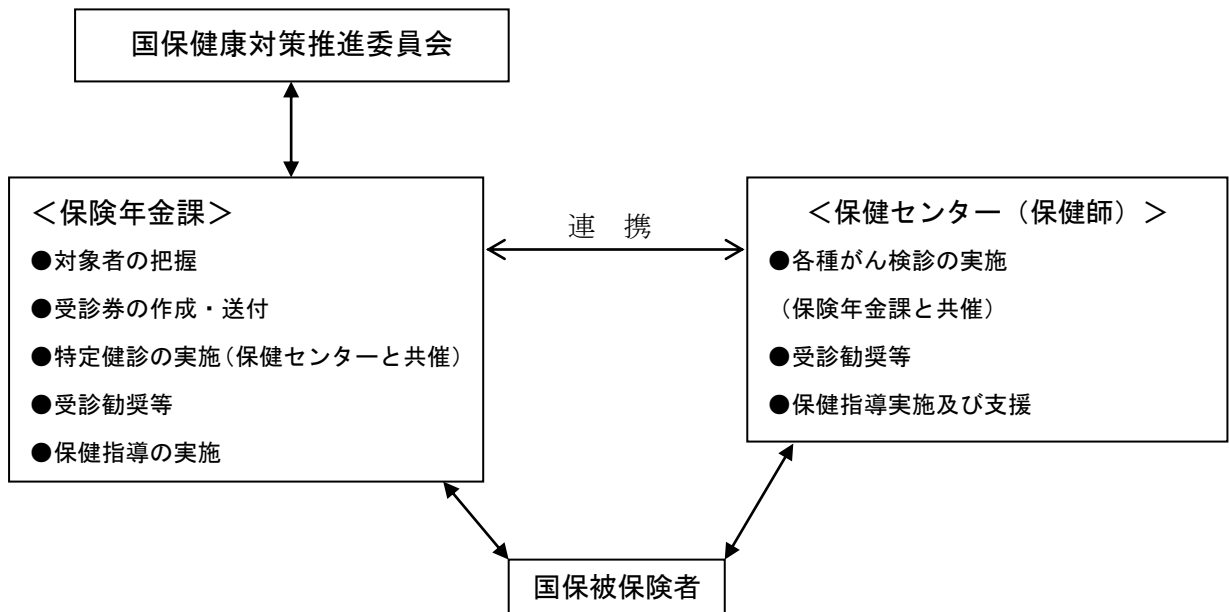
## 平成 26 年度岬町国保保健指導事業(特定健診未受診者対策事業)実施計画

### 【1】事業目的

特定健診及び各種がん検診については、毎年広報紙等で日程等の周知を行っており、また、平成 24 年度には一部負担金額の変更、特定健診の検査項目の見直しを実施をするなど、被保険者が受診しやすい環境を整えてきたが、受診率については未だ伸び悩んでいる。なお、平成22年度に、特定健診未受診者に対し、未受診等の理由についてアンケートを実施した際、「通院しているから」や「健康だから」という理由が非常に多く、次いで「特定健診を知らなかった」という理由が多く挙げられ、また、「(特定健診の)受け方がわからない」という意見も予想より多く寄せられていたこともあり、もっと周知が必要であるということがより顕著に結果として確認できた。また、60歳以上の世代は健康に関心があることもあり、受診者全体の大半を占めているが、40～50歳代の受診者は非常に少なく、早期発見、早期予防の観点からもより多くの被保険者の健診受診に努める必要があると考える。

より多くの被保険者に知っていただき、受診を促すため、特定健診の必要性、実施日程、受診方法等について個別に通知し、受診を促す。

### 【2】事業実施体制



### 【3】実施内容

#### ○対象者

①特定健診受診対象者のうち約 800 件

※平成 25 年度特定健診未受診者のうち、5 歳毎に抽出した被保険者。

②生活習慣病予防講座の受講者

#### ○内容

①平成 25 年度中に特定健診等を受診しなかった被保険者に対し、健診の必要性、集団健診の日程、

健診の受診方法等についての通知を送付する。

- 9月 平成26年4月1日現在 満40歳・60歳の被保険者
- 11月 平成26年4月1日現在 満50歳・70歳の被保険者
- 12月 平成26年4月1日現在 満45歳・65歳の被保険者
- 1月 平成26年4月1日現在 満55歳・74歳の被保険者

②生活習慣病予防講座（高齢福祉課と共催）開催時に、健診の必要性、集団健診の日程、集団・個別健診の受診方法等について説明を行い、案内を配布。

#### 【4】事業の評価

年度末時点での特定健診受診率を比較し、国保健康対策推進委員会（構成：国保連協会長、3医師会、栄養士会。事務局：保険年金課）において事業効果を検証するとともに、今後の取り組みを検討する。

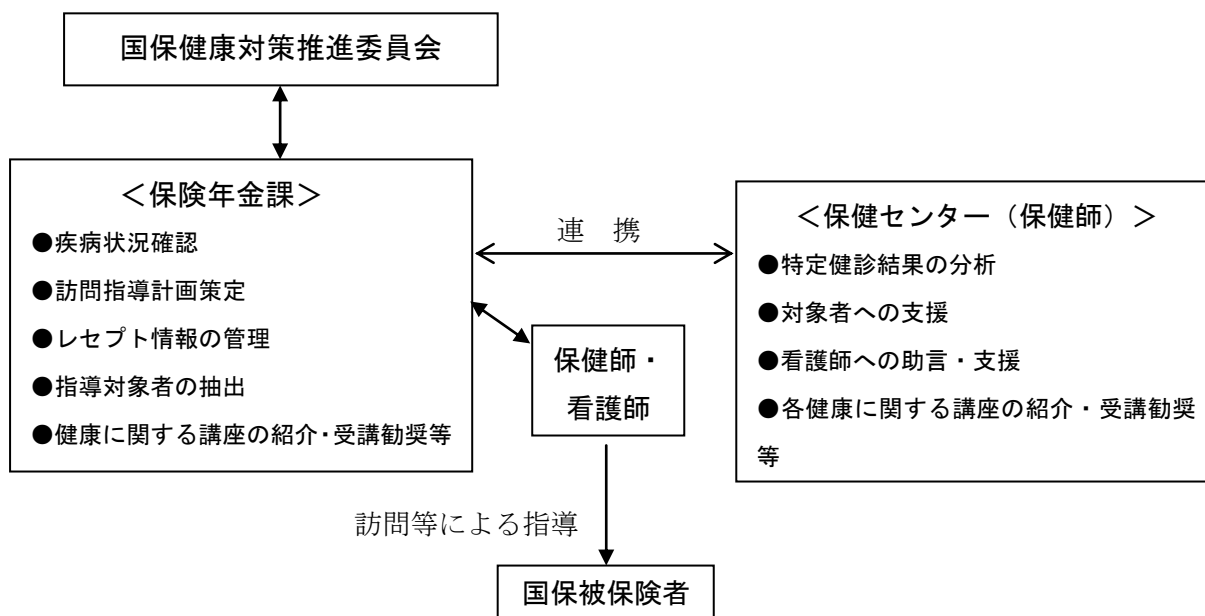
## 平成 26 年度岬町国保保健指導事業(訪問保健指導事業①)実施計画

### 【1】事業目的

本町国保は、地域差指数が高く、平成 21 年度まで国の安定化指定団体の適用を継続的に受けていたこともあり、以前より医療費適正化対策を積極的に展開している。その一環として、平成 17 年度から国保ヘルスアップ事業にも取り組み、講義形式による栄養・運動指導を実施してきたが、依然として医療費は高い状態で推移しているのが現状である。

平成 20 年 4 月から、「特定健診・特定保健指導事業」が保険者に義務付けられ、生活習慣改善指導が徹底されることになったが、特定健診結果で数値が受診勧奨域にあるが、医療機関未受診の者に対し、訪問による受診勧奨等を実施することにより、早期受診並びに重病化予防等につなげ、将来の医療費の適正化を図る。

### 【2】事業実施体制



### 【3】訪問指導事業の内容

(1) 実施方法・・・直営による訪問型保健指導の実施

(対象者)

- ① 特定健診の結果、数値が受診勧奨域にあるが、受診状況の把握が出来ない者（3ヶ月以上経過しても該当疾病（生活習慣病に関する疾病）のレセプトが上がってこない者）
- ② 生活習慣病予防講座受講者のうち、健診結果が受診勧奨域にある者。

(内容)

- ① 特定健診結果より、レセプトで受診状況を確認し、受診状況が確認できない被保険者に対して状態を確認し、特定保健指導と同等の保健指導及び受診勧奨を行う。また、必要に応じて健康に関する講座等への参加を促す。

初回面接・中間面接 2 回（各 30 分）・電話支援 2 回（各 5 分）・最終評価

②生活習慣病予防講座受講者のうち、健診結果が受診勧奨値にある者に対して、個別に状況を確認し、保健指導及び受診勧奨を行う。

#### 【4】事業の評価

国保健康対策推進委員会（構成：国保連協会長、3医師会、栄養士会。事務局：保険年金課）において、対象者への指導を終えた後の状況をレセプト等により確認し効果を検証するとともに、今後の取り組みを検討する。

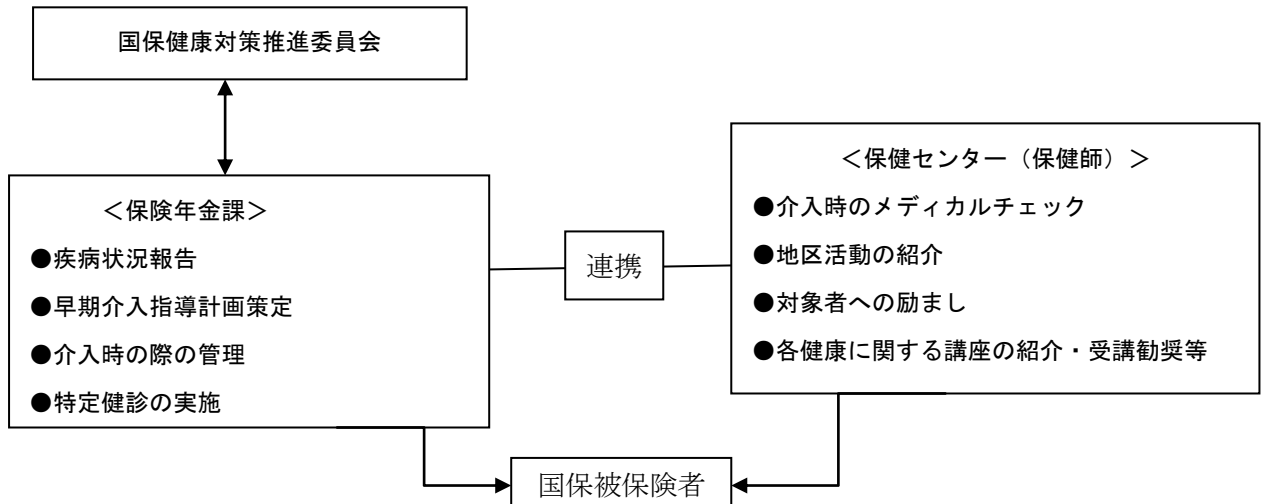
## 平成 26 年度岬町国保保険事業(早期介入保健指導事業)実施計画

### 【1】事業目的

本町は、平成 21 年度まで国の安定化指定団体の適用を継続的に受けていたこともあり、以前より医療費適正化対策を積極的に展開している。その一環として、平成 17 年度から国保ヘルスアップ事業にも取り組み、講義形式による栄養・運動指導を実施してきたが、依然として医療費は高い状態で推移しているのが現状である。

本町では、特定保健指導対象ではないがリスクを抱える「特定保健指導予備群」や 40 歳未満の若年層の被保険者に対し、特定保健指導と同等の指導を実施することにより、特定保健指導対象者の減少と生活習慣病予防に努め、将来の医療費の適正化を図る。

### 【2】事業実施体制



### 【3】早期介入保健指導の内容

(1) 実施方法・・・直営による訪問型保健指導の実施。

(2) 対象者

① 特定健診結果では特定保健指導の対象とならないが、近い将来、特定保健指導の対象となる可能性の高い者

\* 下記の条件を 1 つ以上満たす者

1. 収縮期血圧 130 以上または拡張期血圧 85 以上
2. 中性脂肪 150 以上または HDL コレステロール 40 未満
3. 空腹時血糖 100 以上または HbA1c 5.6 以上

② 40 歳未満の被保険者で、①と同様の条件の者。

(3) 事業内容

【内容】 保健師等が個別訪問し、特定保健指導と同等の保健指導を実施する。

初回面接・中間面接 2 回 (各 30 分)・電話支援 2 回 (各 5 分)・最終評価

また、必要に応じて、各種の健康に関する講座等への受講勧誘の実施  
【評価】 特定保健指導と同等の評価を行う。

【4】評 価

腹囲、体重、血圧等の身体的変容及び生活習慣の行動変容により評価する。

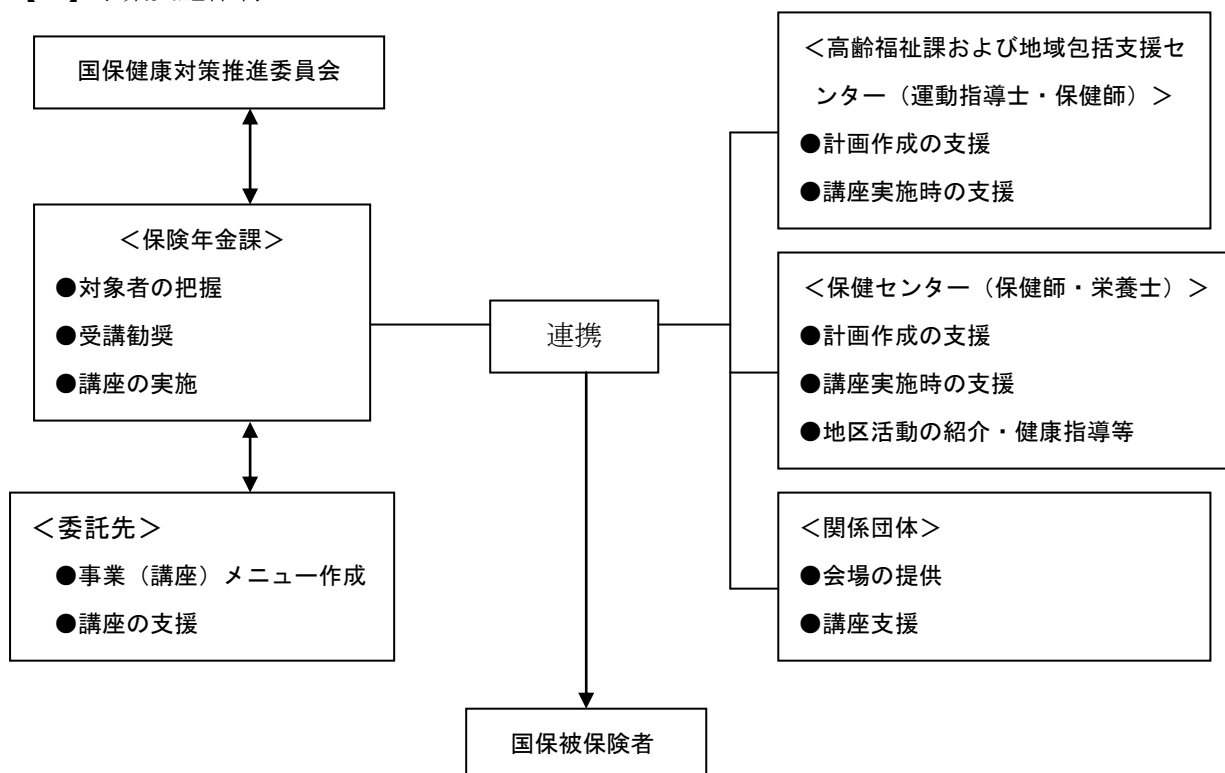
## 平成 26 年度岬町国保保健事業(生活習慣病予防教室)実施計画

### 【1】事業目的

平成 23 年度より高齢福祉課と共催で、健康に関する正しい知識を身につけ、生活習慣の改善及び介護予防のためのきっかけづくりとしてさまざまなメニューで予防教室を開催してきた。今年度については、毎年、参加者のアンケートの中でも、関心は高いが、自分一人で継続することが難しいという意見が多かった「運動」について、さらに多くの被保険者に取り組んでいただくための重点的な講座と、前年度に通年実施した教室で、参加者同士のつながり等が築かれつつあると感じられ、これらを支援することで、継続者がゆくゆくは自分たちで自主的な活動をしていけるように復習を兼ねた教室を実施することで、心と身体の健康にも焦点を置いた取り組みも実施していく。

また、昨年度、講座受講者のうち要指導者について積極的に関わることで、改善が見られた被保険者もあり、今年度についても引き続き、個別保健指導を積極的に実施し、よりきめ細やかな指導の実施に努める。医療機関に受診するだけでなく、健康に対する意識や特定健診、医療機関の受診機会の大切さについて考えていただきながら、保健指導対象者の減少を図り、将来の医療費の適正化を図る。

### 【2】事業実施体制



### 【3】実施方法

#### (1) 対象者

おおむね40歳以上の住民

#### (2) 内容

関係各課と連携を図り「運動」に重点を置いた教室を実施。①今回初めて参加する住民を

対象とした教室と、②前年度参加者を対象とした継続のための復習を主とした教室の2種類を、関係団体の協力を得て計画に基づき次の内容で講座を実施。

①の教室

これから運動を生活習慣に取り入れていこうと考えている新規参加者を対象として、月に1～2回程度、拠点となる公共施設で実施。1講座につき1時間30分程度（ただし、初回はグループワークによる保健指導を実施するため2時間程度）。

②の教室

前年度の教室参加者を対象として、今後も継続して実行することを習慣づけるため、復習を兼ねて実施する教室。2か月に1回程度、拠点となる公共施設で実施。1講座につき1時間30分程度（ただし、初回はグループワークによる保健指導を実施するため2時間程度）。

【4】階層化及び評価

国保健康対策推進委員会（構成：国保連協会長、3医師会、栄養士会。事務局：保険年金課）において、参加した対象者の状況をレセプトや健診結果、教室内で実施したアンケート等により確認して効果を検証するとともに、今後の取り組みを検討する。



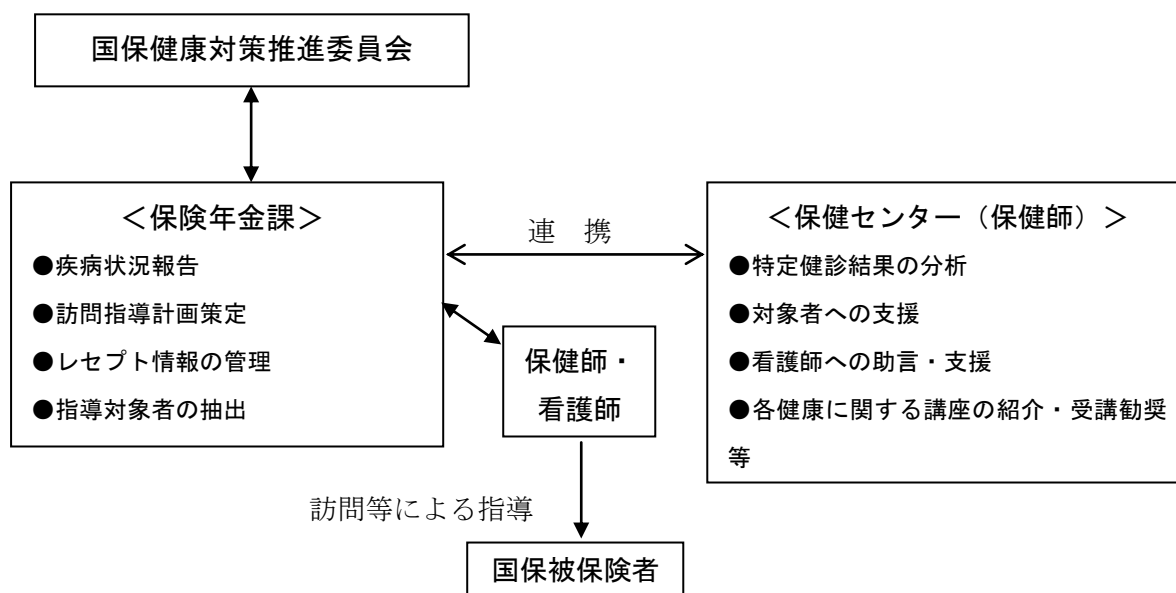
## 平成 26 年度岬町国保保健指導事業(訪問保健指導事業②)実施計画

### 【1】事業目的

本町国保は、地域差指数が高く、平成 21 年度まで国の安定化指定団体の適用を継続的に受けていたこともあり、従来から医療費適正化対策を積極的に展開している。その一環として、平成 17 年度から国保ヘルスアップ事業にも取り組んできたが、依然として医療費は高い数値を示している。

平成 20 年 4 月から、「特定健診・特定保健指導事業」が保険者に義務付けられ、生活習慣改善指導が徹底されることになったが、特定健診結果で数値が受診勧奨域にある者や、服薬中にも関わらず状態が改善していない者および重複・多受診者等に対し、訪問による保健指導等を実施することにより、重病化予防や適切な受診の促進等につなげ、将来の医療費の適正化を図る。

### 【2】事業実施体制



### 【3】訪問指導事業の内容

#### (1) 実施方法・・・直営による訪問型保健指導の実施

#### (対象者)

- ① 特定健診の結果が受診勧奨域にある者、または特定健診の結果では「内服中」となっているのに、血圧・血糖値・脂質の数値が受診勧奨域の者
- ② 重複・頻回受診者。
- ③ レセプト情報等から、本町の疾病状況を確認し、生活習慣病のうち、①以外の数値について、受診勧奨域となっている者。

#### (内容)

個別訪問を実施し、現在の状況を把握のうえ、特定保健指導と同等の保健指導、および適切な医療機関の受診を促す。

初回面接・中間面接 2 回（各 30 分）・電話支援 2 回（各 5 分）・最終評価

#### 【4】事業の評価

国保健康対策推進委員会（構成：国保連協会長、3 医師会、栄養士会。事務局：保険年金課）において、対象者への訪問指導を終えた後の状況をレセプト等により確認し効果を検証するとともに、今後の取り組みを検討する。